

令和6年度

四日市市企業版ふるさと納税を活用した

電気バス導入促進事業補助金

申請の手引き

令和6年11月

四日市市

## 1. 手引きの目的

この手引きは、四日市市企業版ふるさと納税を活用した電気バス導入促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、その運用に必要な事項を定める。

## 2. 補助金の概要

### (1) 募集時期

随時募集（予算の範囲内で先着順）

### (2) 補助対象自動車

次の①～④の全てに該当するEVバス。

- ①補助金の交付を受けようとする年度に補助対象事業者を所有者として初度登録する見込みの自動車であること。
- ②自動車検査証記録事項における使用の本拠の位置が、初度登録時から四日市市内とする見込みの自動車であること。
- ③初度登録された日において、国補助事業※1の交付が見込まれる自動車であること。
- ④地球温暖化対策に取り組む機運醸成を図るための啓発として、バスラッピング※2を施す自動車であること。なお、当該バスラッピングは、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後2年以上継続すること。

※1 要綱第2条（5）に規定する市長が別に定める国補助事業は、次のとおりです。

事業名称	所管省庁
自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）	国土交通省
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	国土交通省
地域における受入環境整備促進事業補助金	国土交通省
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）	環境省
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））	環境省

※ 2 要綱第 4 条（5）に規定する市長が別に定めるバスラッピングは、次のとおりです。下記事項を確認のうえ車両デザインの制作を行ってください。

<p>ラッピングイメージ 【A 図】</p>					
<p>ロゴ等のデザイン図 【B 図】</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>①</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>②</p> <p>このEVバスは <b>企業名</b> から四日市市へのご寄附が活用されています <b>企業ロゴ</b></p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>③</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>④</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #008000; color: white;">DIC指定</td> <td style="background-color: #008000; color: white;">第20版 DIC-250</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90EE90;">DIC指定</td> <td style="background-color: #90EE90;">第20版 DIC-170</td> </tr> </table> <p>GREEN YOKKAICHI ロゴの色指定</p> </div> </div>	DIC指定	第20版 DIC-250	DIC指定	第20版 DIC-170
DIC指定	第20版 DIC-250				
DIC指定	第20版 DIC-170				
<p>注意事項</p>	<p>(1)導入するEVバスは、バスラッピングイメージ（A 図）を参考に、ロゴ等のデザイン図（B 図）を使用した車両デザインの制作を行ってください。なお、ラッピングはA 図と同一の配置とする必要はありませんが、車外の両側面ボディには①と②、後部ボディには③をそれぞれラッピングする必要があります（色指定は④をご確認ください）。</p>				

注意事項	<p>(2)地球温暖化対策に取り組む機運醸成を図るための啓発として配慮された車両デザインとしてください。</p> <p>(3)導入するEVバスの車種により車両の長さや形状が異なるため、①～③の各サイズに関する基準は設けませんが、視認性を確保するため一文字あたりの大きさは10cm以上を目安とし、表示に際して認識しやすい見え方（サイズや色彩等）について配慮してください。</p> <p>(4)交付申請を行う前に、必ず下記相談先へ事前にご相談ください。寄附企業ロゴやメッセージなど、バスラッピング及び車両デザインに関する調整をさせていただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><b>【バスラッピング等に関する事前相談先】</b></p> <p style="text-align: center;">四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所9階 広報マーケティング課ふるさと納税推進室 電話：059-354-8525 FAX：059-354-3974 E-mail：furusato@city.yokkaichi.mie.jp</p> </div>
------	---

### (3) 補助対象事業者

次の①～③の全てに該当するもの。

- ①市内に事業所を設置しているものであって、一般乗合旅客自動車運送事業者であること。
- ②本市に納税義務のある市税に滞納がないこと。
- ③補助対象自動車について、本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと。

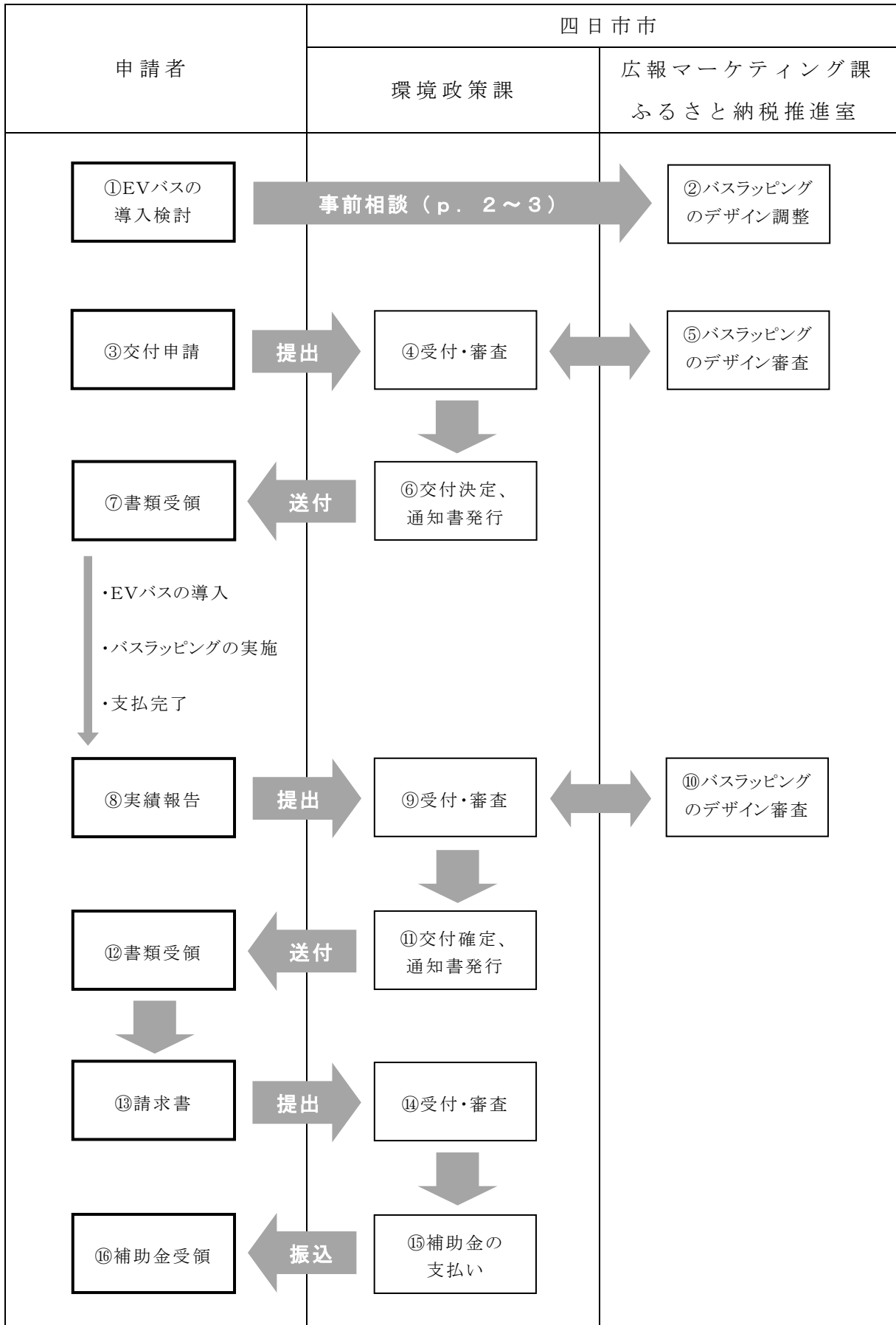
### (4) 補助対象事業

補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年以上、市内の路線を主たる経路として路線バス運行に供するために実施する補助対象自動車の購入

### (5) 補助対象経費、補助金額

補助対象経費	補助対象自動車本体の購入費 ※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除く。
補助金額	(補助対象経費－補助対象経費に対する国補助事業等の交付金額) × 1 / 4 ※千円未満は切捨て。
上限額	1台あたり 5,000 千円

## 2. 補助金交付の流れ



### 3. その他

#### (1) 問合せ先

補助金の申請について
四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所5階 環境部環境政策課環境企画係 電話：059-354-8188 FAX：059-354-4412 E-mail：kankyouseisaku@city.yokkaichi.mie.jp
バスラッピング及び車両デザインについて
四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所9階 シティプロモーション部広報マーケティング課ふるさと納税推進室 電話：059-354-8525 FAX：059-354-3974 E-mail：furusato@city.yokkaichi.mie.jp

#### (2) 申請書類

四日市市ホームページ（※1）をご確認ください。

※1 <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1725241996326/index.html>



#### (3) 補助金残額

四日市市脱炭素ポータルサイト（※2）をご確認ください。

※2 <https://yk-datsutanso-portal.com/application/list/>

